

2012.09.26

川口市障害者虐待防止説明会

障害者虐待防止と対応について

(日本社会福祉士会資料を基に一部改訂)



川口市障害福祉課

説明会を開催させて頂いた目的

- ・まずは、「障害者虐待」について知るために
- ・虐待について興味を持ち、学ぶ機会に
- ・虐待を起こさない地域づくりの目指すために
- ・支援者、関係者への周知



どのような経緯で成立したのか？

- ・障害者虐待防止法成立までの経緯
- ・不幸にも虐待事件が数多く発生していた…
- ・関係者(家族、マスコミ、支援者等)の努力の結果

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

障害者虐待防止法とは？

障害者虐待防止法の成立

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(障害者虐待防止法)の成立

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護**に資することを目的とする。

平成24年10月1日施行

法の目的 その①

- ・ 虐待をしてしまった人を罰する法律ではない。
→罰則規定は設けられていない。
→そもそも、重大な事件・事故が起きていれば、刑法等の処罰の対象。
- ・ 措置、罰則、監査等は関連の法律で行われることになる(刑法、社会福祉法、労働関係法など)。

法の目的 その②

- ・虐待防止、通報義務、本人及び養護者支援を目的とした法律であること。
- ・権利擁護の視点。
- ・意思表示の難しい本人の代弁手段となる。

「障害者虐待」の定義

障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」障害者手帳を取得していない場合も含まれる。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

- (ア) 養護者による障害者虐待
 - (イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (ウ) 使用者による障害者虐待
- (第2条第2項)

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」(第3条)

養護者による障害者虐待

養護者

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していないくとも、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

- ① 身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待** 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者の親族による行為が含まれる)。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等

障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業・一般相談支援事業及び特定相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センターを経営する事業・福祉ホームを経営する事業・厚生労働省令で定める事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

(障害者虐待防止法第2条第4項)

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ **経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

使用者による障害者虐待

使用者

「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ⑤ **経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

所在 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所		
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>					
		障害福祉 サービス事業 所 <small>(入所系、日中系、 訪問系、GH等含 む)</small>	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児施設 等	相談支援 事業所等				
18歳未 満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行 使 (都道府県 市町村)	—	改正児童 福祉法 ・適切な権限行 使 (都道府県)	適用法令なし ※障害児相談 支援事業・児 童発達支援 等については、 障害者虐待 防止法の省 令で規定する ことを検討	障害者虐待 防止法 ・適切な権限 行使 (都道府県労 働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)		
18歳以 上 65歳未 満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			—	【20歳まで】	—				
65歳以 上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			特定疾病40歳以 上の若年高齢者 高齢者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	—	—				

それぞれにおける虐待対応①

- ・18歳未満の障害児に対する養護者虐待
→規定・養護者支援は障害者虐待防止法
- ・18未満の児童に対する虐待
→通報・虐待対応は児童虐待防止法(障害の有無にかかわらず)
- ・18歳以上の児童福祉施設入所者への虐待
→児童福祉法(障害の有無にかかわらず)

それぞれにおける虐待対応②

- 高齢者関係施設入所者
→65歳未満の障害者に対するものも含めて、
全て高齢者虐待防止法が適用。

在宅の障害者

65歳未満…**障害者虐待防止法**

65歳以上…**高齢者虐待防止法**

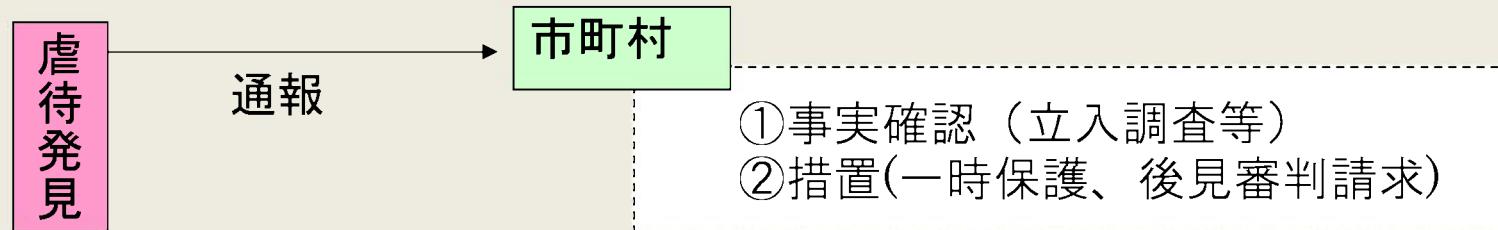
それぞれにおける虐待対応③

- ・使用者による虐待
→年齢に関わらず、**全て障害者虐待防止法**が適用。
- ・DV法…**対処法**
- ・児童、高齢、本法…**防止法**

障害者虐待防止等のスキーム

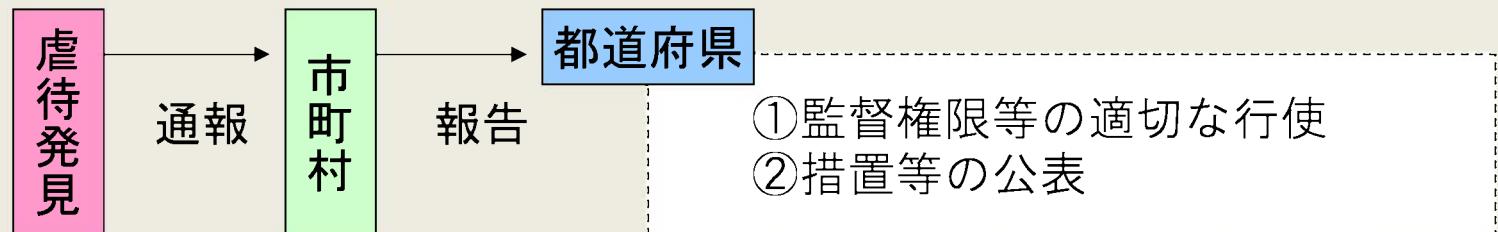
養護者による障害者虐待

[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保



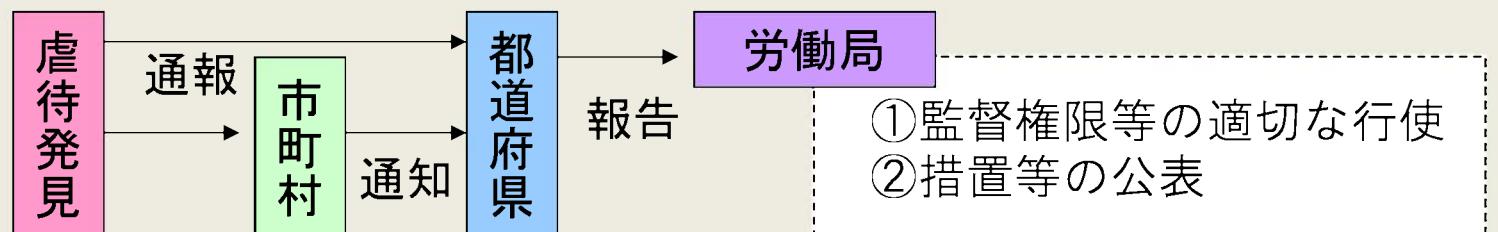
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]虐待防止のための措置の実施



使用者による障害者虐待

[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施



通報義務

第七条 第一項

養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるもの除外。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第十六条第一項

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第二十二条第一項

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。